

令和5年6月16日開会

# 令和5年6月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	令和5年度徳島県一般会計補正予算（第1号）	1頁
第 2 号	令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	7
第 3 号	令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	9
第 4 号	令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	11
第 5 号	令和5年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）	13
第 6 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	15
第 7 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	17
第 8 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する 条例の一部改正について	19
第 9 号	徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について	21
第 10 号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 について	23
第 11 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	25
第 12 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	27
第 13 号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	29
第 14 号	第2三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約について	31
報告第1号	令和4年度徳島県継続費繰越計算書について	33
報告第2号	令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	35
報告第3号	令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	47
報告第4号	令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	51
報告第5号	令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	53

報告第6号	令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について……………	55頁
報告第7号	令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について……………	57
報告第8号	令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について……………	59
報告第9号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	61
報告第10号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	63
報告第11号	損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	65
報告第12号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	67
報告第13号	損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	69

## 第 1 号

## 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,980,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515,761,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 70,072,476	千円 6,250,160	千円 76,322,636
	1 国庫負担金	29,994,636	642,491	30,637,127
	2 国庫補助金	39,192,385	5,602,008	44,794,393
	3 委託金	885,455	5,661	891,116
11 寄附金		13,807	4,500	18,307
	1 寄附金	13,807	4,500	18,307
12 繰入金		85,011,323	3,561,214	88,572,537
	2 基金繰入金	21,408,264	3,561,214	24,969,478
14 諸収入		14,428,628	2,019,126	16,447,754
	3 公営企業貸付金元利収入	2,040,000	2,000,000	4,040,000
	7 雑収入	4,859,720	19,126	4,878,846
15 県債		38,824,000	1,145,000	39,969,000
	1 県債	38,824,000	1,145,000	39,969,000
歳入	合計	502,781,000	12,980,000	515,761,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 25,515,060	千円 1,130,338	千円 26,645,398
	1 総務管理費	12,784,071	68,478	12,852,549
	2 企画費	4,925,058	742,860	5,667,918
	6 防災費	3,010,560	319,000	3,329,560
3 民生費		67,963,669	1,896,018	69,859,687
	1 社会福祉費	49,474,498	1,728,240	51,202,738
	2 児童福祉費	13,791,261	162,380	13,953,641
	3 生活保護費	4,697,910	5,398	4,703,308
4 衛生費		35,308,467	5,033,144	40,341,611
	1 公衆衛生費	8,545,994	1,174,691	9,720,685
	2 環境衛生費	3,703,200	221,978	3,925,178
	4 医薬費	14,734,819	1,636,475	16,371,294
	5 病院事業費	6,714,682	2,000,000	8,714,682
6 農林水産業費		29,131,325	638,990	29,770,315
	1 農業費	4,506,262	53,891	4,560,153

	2 園 芸 費	588,394	341,400	929,794
	3 畜 産 業 費	1,347,230	66,914	1,414,144
	4 農 地 費	10,019,328	110,920	10,130,248
	5 林 業 費	10,397,520	20,000	10,417,520
	6 水 産 業 費	2,272,591	45,865	2,318,456
7 商 工 費		66,889,785	1,787,602	68,677,387
	1 商 業 費	61,696,113	610,797	62,306,910
	2 工 鉦 業 費	3,751,090	965,205	4,716,295
	3 観 光 費	1,442,582	211,600	1,654,182
8 土 木 費		50,390,927	30,000	50,420,927
	4 港 湾 費	4,152,466	10,000	4,162,466
	6 住 宅 費	1,384,607	20,000	1,404,607
9 警 察 費		21,445,874	337,763	21,783,637
	1 警 察 管 理 費	19,254,754	190,354	19,445,108
	2 警 察 活 動 費	2,191,120	147,409	2,338,529
10 教 育 費		83,596,215	2,126,145	85,722,360
	1 教 育 総 務 費	11,427,751	702,124	12,129,875



	4 高等学校費	18,417,453	1,354,324	19,771,777
	5 特別支援学校費	9,927,164	33,942	9,961,106
	6 社会教育費	4,204,584	20,535	4,225,119
	7 保健体育費	1,206,745	15,220	1,221,965
歳出	合計	502,781,000	12,980,000	515,761,000

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追加

事 項	期 間	限 度 額
「環境配慮型」未来創生交番整備事業工事請負等契約	令和6年度	86,792千円

## 2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
高校施設整備事業工事請負等契約	令和6年度	461,709千円	令和6年度	1,594,873千円

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
防災事業	千円 284,000	千円 346,000
公衆衛生事業	87,000	93,000
警察関係事業	663,000	713,000
高等学校整備事業	1,118,000	2,145,000
計	38,824,000	39,969,000

## 第 2 号 令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 212,522	千円 106,745	千円 319,267
	1 繰 入 金	172,363	106,205	278,568
	2 諸 収 入	40,159	540	40,699
歳 入	合 計	212,522	106,745	319,267

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 212,522	千円 106,745	千円 319,267
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	52,722	24,954	77,676
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	52,363	49	52,412
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	107,437	81,742	189,179
歳 出	合 計	212,522	106,745	319,267

## 第 3 号

## 令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,543,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,375,585	千円 168,359	千円 126,543,944
	1 繰入金	63,624,600	120,000	63,744,600
	3 諸収入	62,686,531	48,359	62,734,890
歳入	合計	126,375,585	168,359	126,543,944

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126,375,585	千円 168,359	千円 126,543,944
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,375,585	168,359	126,543,944
歳 出	合 計	126,375,585	168,359	126,543,944

## 第 4 号

## 令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,794,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 2,779,787	千円 15,000	千円 2,794,787
	1 使用料及び手数料	974,120	15,000	989,120
歳 入	合 計	2,779,787	15,000	2,794,787

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 2,779,787	千円 15,000	千円 2,794,787
	1 港湾等整備事業費	2,171,567	15,000	2,186,567
歳 出	合 計	2,779,787	15,000	2,794,787



## 第 5 号

## 令和 5 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	3,845,432千円	2,000,000千円	5,845,432千円
第 3 項 他 会 計 からの 借 入 金	2,000,000千円	2,000,000千円	4,000,000千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	5,076,056千円	2,000,000千円	7,076,056千円
第 3 項 他 会 計 からの 借 入 金 償 還 金	2,240,000千円	2,000,000千円	4,240,000千円

（一時借入金）

第 3 条 予算第 6 条中「2,000,000千円」を「4,000,000千円」に改める。

令和 5 年 6 月 16 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純



## 第六号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

**徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十九の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同項6を次のように改める。

- 6 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の实地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の实地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

第二条第二項の表三十の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同表三十一の項4を次のように改める。

- 4 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の实地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の实地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**提案理由**

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項及び附則第九項を次のように改める。

- 8 職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、危険業務手当を支給する。この場合においては、第六条及び第十一条第一項の規定は、適用しない。
- 9 前項の規定により支給する危険業務手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて人事委員会規則で定める額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が廃止されたこと及び特定新型インフルエンザ等に

より生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八号

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

## 提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第九号

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**提案理由**

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項を次のように改める。

三十六 削除

別表第一の三十七の項中「租税特別措置法施行令」の下に「(昭和三十二年政令第四十三号)」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

租税特別措置法の一部が改正され、優良住宅地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象から一定の土地等の譲渡が除外されたことに伴い、当該一定の土地等の譲渡に当該特例等を適用するための認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十二号

## 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

**徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十八の三の項中「第百八条の二第二項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第十三号

## 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年六月十六日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

**徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の前の見出しを「(特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例)」に改め、同項及び附則第八項を次のように改める。

- 7 警察職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう）の患者に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当該業務等に従事したときに支給されることとなるもの（人事委員会規則で定める手当を除く。）については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、支給しない。
- 8 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき千五百円（心身に著しい負担を与える業務等で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が廃止されたこと及び特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 14 号

## 第2三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

1	工 事 名	第2三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	三好市池田町マチ
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和6年7月31日まで
4	契 約 金 額	900,790,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	北岡組・山全 三好寮新築工事共同企業体 代表構成員 美馬市美馬町字妙見67番地2 株式会社 北岡組 代表取締役 北岡 眞 文 構 成 員 三好市池田町白地井ノ久保929番地2 株式会社 山全 代表取締役 牛 尾 正 治

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

令和4年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	継続費額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道路橋りょう費	一ノ瀬トンネル新設事業	2,700,000,000	300,000,000		300,000,000	120,000,000	180,000,000	180,000,000	9,000,000	90,000,000	81,000,000	
		色面トンネル新設事業	1,200,000,000	700,000,000	180,000,000	880,000,000	180,000,000	700,000,000	700,000,000	18,500,000	454,300,000	227,200,000	
		恵比須浜トンネル新設事業	2,200,000,000	300,000,000		300,000,000	120,000,000	180,000,000	180,000,000	7,800,000	106,200,000	66,000,000	
	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工架設事業(令和3年度分)	1,500,000,000	850,000,000	300,000,000	1,150,000,000	640,000,000	510,000,000	510,000,000	19,000,000	255,000,000	185,000,000	(分、負) 51,000,000
		末広住吉高架橋上部工架設事業(令和4年度分)	2,250,000,000	600,000,000		600,000,000	240,000,000	360,000,000	360,000,000	14,000,000	180,000,000	130,000,000	(分、負) 36,000,000

		蔵本公園 プールのスタンド 整備事業	1,922,000, 000	656,000, 000	658,899, 000	1,314, 899,000	888,665, 000	426,234, 000	426,234, 000	12,961, 000	130,273, 000	283,000, 000	
10 教育費	5 特別支援 学校費	特別支援学校 施設整備事業	4,461,293, 000	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000			

報告第2号

令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	円 360,094,000	円 69,000,000	円	円 69,000,000	円	円	円
		合同庁舎等維持管理費	407,389,000	75,240,000			75,000,000		240,000
	2 企画費	航空対策費	24,017,000	2,000,000	(繰入金) 2,000,000				
		青少年センター整備事業費	756,254,000	174,018,000					174,018,000
	5 選挙費	知事及び県議会議員選挙費	229,054,000	4,001,990					4,001,990
	6 防災費	防災対策指導費	230,851,000	6,050,000					6,050,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉振興対策費	905,805,000	300,000,000		204,786,149			95,213,851

		総合福祉センター運営費	114,056,000	75,098,000			74,000,000		1,098,000
		障がい者交流プラザ管理運営費	332,506,000	22,720,000			15,000,000		7,720,000
		障がい者地域生活支援費	874,317,000	46,460,000		41,222,000			5,238,000
		社会福祉施設整備事業費	301,288,000	300,950,000		200,633,000	26,000,000		74,317,000
		老人福祉運営対策費	14,909,051,000	338,807,000	(繰入金) 338,807,000				
		老人福祉施設整備事業費	1,983,253,000	128,796,000	(繰入金) 128,796,000				
	2 児童福祉費	児童虐待防止等対策費	109,459,000	28,450,000	(繰入金) 14,320,000	13,050,000			1,080,000
		児童健全育成対策費	1,506,910,000	115,101,000		105,101,000			10,000,000
		特別保育対策費	938,832,000	77,868,000		74,628,000			3,240,000
		児童相談所費	405,101,000	235,680,000	(繰入金) 39,000,000	157,570,000			39,110,000
		児童福祉施設整備事業費	203,133,000	5,470,000			4,000,000		1,470,000
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症予防費	4,846,376,000	252,102,000		252,102,000			
	2 環境衛生費	一般環境対策費	216,897,000	10,000,000					10,000,000
		廃棄物ゼロ社会づくり推進費	17,270,000	4,220,000		4,220,000			
		自然公園等施設整備事業費	38,200,000	23,800,000		10,710,000	11,000,000		2,090,000
		自然公園等維持費	43,003,000	7,957,000					7,957,000



		廃棄物処理施設管理指導費	74,743,000	950,000					950,000
	4 医薬費	薬事生産指導費	910,561,000	10,000,000		10,000,000			
5 労働費	1 労政費	一般労政費	17,883,000	13,312,000		13,312,000			
	2 職業訓練費	職業能力開発校整備事業費	56,654,000	4,190,780		2,059,000			2,131,780
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業未来創造事業費	440,903,000	16,932,000	(繰入金) 16,932,000				
		就業機会創出支援費	335,136,000	19,029,000		12,686,000			6,343,000
		経営総合対策等推進費	29,943,000	23,000,000		23,000,000			
		環境保全型農業推進費	369,315,000	189,400,000		189,400,000			
		水田農業経営対策費	147,480,000	66,600,000		66,600,000			
		農林水産業緊急支援費	99,167,000	62,420,000		62,420,000			
	2 園芸費	園芸振興指導費	270,959,000	228,986,000		228,986,000			
		農業生産総合対策等事業費	229,042,000	135,000,000		135,000,000			
	3 畜産業費	畜産振興対策費	297,561,000	37,647,658		37,647,658			
		家畜保健衛生所運営費	232,519,000	163,961,900			161,000,000		2,961,900
	4 農地費	土地改良施設等維持管理費	494,684,000	1,000,000		700,000			300,000
		県営かんがい排水事業費	185,550,000	158,804,000	(分、負) 35,087,000	77,674,000	42,000,000	(分、負) 3,000,000	1,043,000

	団体営土地改良事業費	167,964,000	68,693,800		54,791,000	12,000,000		1,902,800
	県単独土地改良事業費	170,479,000	67,231,172	(繰入金) 66,287,172				944,000
	基幹農道整備事業費	128,920,000	51,016,000	(分、負) 4,320,984	27,201,000	17,000,000		2,494,016
	広域営農団地農道整備事業費	492,560,000	236,876,000	(分、負) 19,256,000	122,328,000	82,000,000	(分、負) 4,000,000	9,292,000
	県営農道整備事業費	36,600,000	6,910,000	(分、負) 1,700,000	3,400,000	1,000,000		810,000
	中山間地域農村活性化総合整備事業費	325,800,000	202,041,000	(分、負) 15,774,000	110,891,000	57,000,000	(分、負) 13,350,000	5,026,000
	農業集落排水整備事業費	105,647,000	47,497,550		47,497,550			
	経営体育成基盤整備事業費	725,999,000	534,879,000	(分、負) 1,710,500	325,611,000	145,000,000	(分、負) 54,176,400	8,381,100
	農業水利施設保全対策事業費	2,039,300,000	917,594,800	(諸収入) 145,778,598	463,384,250	245,000,000	(諸収入) 36,535,900	26,896,052
	農業水利施設保全合理化作業費	144,282,000	66,572,000		66,572,000			
	耕地地すべり防止事業費	430,700,000	326,782,000		160,484,000	156,000,000		10,298,000
	老朽ため池等整備事業費	822,330,000	549,939,000	(分、負) 38,644,800	307,561,500	168,000,000	(分、負) 24,296,000	11,436,700
	地盤沈下対策事業費	450,400,000	304,555,000	(分、負) 17,685,780	164,619,650	117,000,000	(分、負) 300,000	4,949,570
	国営付帯県営農地防災事業費	263,646,000	200,244,000	(分、負) 10,037,700	103,799,000	67,000,000	(分、負) 14,030,000	5,377,300
	震災対策農業水利施設整備事業費	163,218,000	148,769,000		148,747,000			22,000
	農地海岸保全施設整備事業費	212,780,000	136,462,000		67,025,000	65,000,000		4,437,000

		地籍調査費	1,056,010,000	390,099,000	(繰入金) 111,000,000	260,066,000			19,033,000
5	林業費	林材業振興対策費	2,649,927,000	86,500,000		86,500,000			
		林業力倍増基盤整備促進事業費	458,971,000	336,897,000		336,897,000			
		森林環境保全整備事業費	982,974,000	647,774,000		353,920,000	231,000,000		62,854,000
		森林基盤整備事業費	2,321,801,000	1,406,376,000	(分、負) 53,364,000	895,535,000	393,000,000	(分、負) 1,926,000	62,551,000
		県単独林道事業費	80,011,000	6,468,000			3,000,000		3,468,000
		治山事業費	2,659,835,000	1,580,646,000		760,652,000	777,000,000		42,994,000
		林野地すべり防止事業費	292,599,000	213,846,000		104,094,000	104,000,000		5,752,000
		県単独治山事業費	87,619,000	16,888,000			16,000,000		888,000
		治山維持補修費	79,896,000	12,756,000			12,000,000		756,000
6	水産業費	漁業漁村活性化推進費	36,071,000	25,300,000		25,300,000			
		漁業調査船運航管理費	112,161,000	46,700,000	(繰入金) 40,000,000				6,700,000
		県管理漁港維持補修費	147,319,000	61,167,064		7,000,000	7,000,000		47,167,064
		広域漁港整備事業費	681,150,000	396,065,000	(分、負) 3,533,470	191,471,400	157,000,000	(分、負) 38,635,915	5,424,215
		水産物供給基盤機能保全事業費	604,970,000	358,000,000	(分、負) 26,750,292	174,727,400	129,000,000	(分、負) 18,674,216	8,848,092
		水域環境保全創造事業費	64,150,000	38,000,000		18,793,910	17,000,000		2,206,090

		漁港環境整備事業費	8,640,000	5,000,000		2,338,450	2,000,000	(分、負) 654,766	6,784
		漁港海岸保全施設整備事業費	181,790,000	113,298,320		71,762,360	29,000,000		12,535,960
		県単独漁港漁場整備事業費	41,311,000	22,373,000			17,000,000	(分、負) 4,474,600	898,400
7 商 工 費	1 商 業 費	中小企業総合支援費	3,632,953,000	51,865,000		6,865,000			45,000,000
		金融あっ旋指導費	4,371,685,000	820,336,000		134,016,000			686,320,000
		物産観光交流プラザ運営費	17,263,000	1,488,000					1,488,000
	3 観 光 費	観光交流推進費	7,049,550,000	922,439,000		922,439,000			
		観光施設管理運営費	799,190,000	99,426,100	(繰入金) 3,000,000		88,000,000		8,426,100
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木企画調整事業費	160,984,000	19,525,984	(繰入金) 14,397,984				5,128,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	道路関係市町村指導監督事務費	6,605,000	900,000		900,000			
		高速自動車道対策事業費	450,306,000	255,510,474	(繰入金) 11,000,000		114,000,000		130,510,474
		高速道路整備支援事業費	324,482,000	129,924,332					129,924,332
		道路維持修繕費	4,916,252,000	1,512,400,000			944,000,000		568,400,000
		道路局部改良事業費	650,000,000	286,500,000	(分、負) 42,009,996		26,000,000	(分、負) 824,273	217,665,731
		路側整備事業費	356,523,000	200,300,000	(繰入金) 88,300,000		112,000,000		
		道路改築事業費	2,883,000,000	1,582,900,619		860,408,936	673,000,000		49,491,683

		緊急地方道路整備事業費	14,486,130,000	8,640,868,881	(諸収入) 3,888,500	5,328,337,064	3,089,800,000		218,843,317
		交通安全対策事業費	456,215,000	88,470,000	(反則金) 22,924,000 (分、負) 191,200		22,000,000		43,354,800
		橋りょう修繕費	200,000,000	93,411,000	(繰入金) 23,411,000		70,000,000		
	3 河川海岸費	河川管理費	167,584,000	31,530,600			31,000,000		530,600
		堰堤管理費	113,533,000	1,874,400					1,874,400
		河川海岸維持修繕費	2,579,132,000	1,544,093,000		10,500,000	1,262,000,000		271,593,000
		河川特殊改良事業費	166,000,000	96,500,000			94,000,000		2,500,000
		広域河川改修事業費	2,267,000,000	1,913,000,000		931,750,000	912,000,000	(諸収入) 42,000,000	27,250,000
		総合流域防災事業費	7,053,710,000	5,900,180,000	(分、負) 3,018,075 (繰入金) 89,408,000	2,924,991,000	2,744,000,000	(分、負) 420,500	138,342,425
		地震・高潮対策河川事業費	1,460,900,000	1,248,950,000		620,565,000	609,000,000		19,385,000
		堰堤改良事業費	568,041,000	534,922,000		186,357,000	271,000,000		77,565,000
		河川管理施設長寿命化事業費	2,414,500,000	2,197,000,000		1,096,227,000	1,091,000,000		9,773,000
		通常砂防事業費	768,500,000	538,170,000		268,842,000	249,000,000		20,328,000
		地すべり対策事業費	1,832,500,000	1,300,675,000	(繰入金) 28,303,000	648,872,000	619,000,000		4,500,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	261,000,000	186,010,000	(分、負) 12,635,028	85,296,000	80,000,000	(分、負) 2,325,242	5,753,730
		県単独砂防事業費	95,000,000	24,280,000	(分、負) 9,987,054		13,000,000		1,292,946

		砂防維持修繕費	239,346,000	92,811,000			86,000,000		6,811,000
		県单独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	57,075,000			50,000,000		7,075,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	77,030,000					77,030,000
		海岸侵食対策事業費	272,000,000	88,340,000		44,153,000	42,000,000		2,187,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	115,000,000	67,400,000		33,692,000	31,000,000		2,708,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	525,500,000	464,100,000		231,981,000	227,000,000		5,119,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	851,166,000	350,322,000		10,150,000	87,000,000		253,172,000
		港湾環境整備費	57,184,000	11,000,000	(繰入金) 2,000,000	5,000,000			4,000,000
		県单独港湾整備事業費	857,000,000	412,530,000					412,530,000
		港湾改修事業費	283,500,000	233,825,000		116,897,156	74,000,000	(分、負) 35,069,147	7,858,697
		港湾海岸保全施設整備事業費	1,314,900,000	1,120,079,000		559,494,336	522,000,000		38,584,664
		港湾環境整備事業費	388,000,000	341,570,000		160,769,850	154,000,000	(分、負) 9,000,000	17,800,150
		港湾補修事業費	2,333,900,000	1,709,796,000	(繰入金) 98,124,789	600,771,211	952,000,000		58,900,000
	5 都 市 計 画 費	都市計画調査事業費	9,000,000	6,000,000					6,000,000
		公共下水道整備促進事業費	82,238,000	20,689,574		371,437		(諸収入) 19,946,700	371,437
		街路事業費	1,606,250,000	60,009,000	(繰入金) 1,000,000	26,363,000	18,000,000	(分、負) 5,992,433	8,653,567

		緊急地方道路整備事業費	745,800,000	383,291,000	(分、負) 2,901,836 (繰入金) 5,000,000	198,810,000	95,000,000	(分、負) 30,794,568 (諸収入) 46,201,000	4,583,596
		公園整備事業費	2,113,360,000	573,257,000	(繰入金) 23,100,000	234,432,000	243,000,000		72,725,000
		公園維持修繕費	457,512,000	20,209,284					20,209,284
	6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	2,140,806,000	793,171,046		366,135,000			427,036,046
		建築物耐震化推進費	203,622,000	54,825,550					54,825,550
9 警 察 費	2 警 察 活 動 費	交通安全施設整備事業費	1,105,290,000	25,320,000		12,660,000	12,000,000		660,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教育財産取得及び管理費	36,605,000	12,841,000					12,841,000
		私立学校振興費	1,036,170,000	14,837,000		14,837,000			
		学校教育振興費	178,701,000	31,620,000		31,620,000			
		生徒指導費	51,760,000	5,200,000		3,900,000			1,300,000
		総合教育センター管理運営費	631,259,000	45,875,000		8,311,000		(諸収入) 1,909,000	35,655,000
	3 中 学 校 費	学校管理運営費	95,094,000	4,050,000		4,050,000			
	4 高 等 学 校 費	全日制高等学校管理費	1,250,452,000	69,750,000		69,750,000			
		定時制高等学校管理費	66,147,000	2,250,000		2,250,000			
		高校施設整備事業費	3,537,331,000	2,586,507,000	(繰入金) 160,000,000	3,628,000	2,182,000,000	(諸収入) 416,000	240,463,000

	5 特別支援学校費	学校管理運営費	607,446,000	128,250,000		128,250,000			
		特別支援学校施設整備事業費	289,858,000	120,580,000	(繰入金) 10,000,000				110,580,000
	6 社会教育費	少年自然の家管理運営費	138,195,000	44,676,000			44,000,000		676,000
		文化財保護費	84,468,000	1,792,000					1,792,000
		新ホール整備事業費	644,030,000	384,445,000	(繰入金) 42,600,000	169,584,800	172,000,000		260,200
		21世紀館運営費	554,213,000	23,100,000			20,000,000		3,100,000
	7 保健体育費	学校安全管理指導費	123,234,000	10,140,000		10,140,000			
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	49,000,000	42,835,000		41,035,000			1,800,000
		過年発生災害林道復旧事業費	103,250,000	63,820,000		63,820,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	111,684,000	47,888,000		47,002,000			886,000
	2 土木施設災害復旧費	過年発生河川等施設災害復旧事業費	131,000,000	47,971,000		30,602,000	15,000,000		2,369,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	22,000,000	12,439,000		8,012,000	4,000,000		427,000
		市町村災害復旧事業監督事務費	3,067,000	600,000		600,000			



2 特別会計									
款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
1	公用地公共用地 取得事業費	1 公用地公共用地 取得事業費	公用地公共用地取得事業費	円 542,300,000	円 14,903,641	(繰入金) 円 5,525,000 (繰越金) 2,378,641	円 7,000,000	円	円
1	港湾等 整備事業費	1 港湾等 整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	122,533,000	79,281,810	(使、手) 79,281,810			
			上屋管理費	52,994,000	14,934,736	(使、手) 14,934,736			
			施設等運営費	162,819,000	2,000,000	(使、手) 2,000,000			



報告第3号

令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	543,169,858	461,305,066	81,864,792		81,864,792	(繰越金) 81,864,792				国の計画の変更により計画の変更を余儀なくされたため。
	6 防災費	防災対策指導費	193,450,400	115,171,650	78,278,750		78,278,750	(繰越金) 278,750		78,000,000		資材の調達が多くなったため。
6 農水産業費	1 農業費	経営総合対策等費	57,605,000	55,651,000	1,954,000		1,954,000		1,954,000			資材の調達が多くなったため。
	4 農地費	団体営士業地費	4,140,000	1,656,000	2,484,000		2,484,000	(繰越金) 504,000	1,980,000			資材の調達が多くなったため。
		中山間地域活性化 中農村活性化 総合整備事業費	51,036,000	37,078,800	13,957,200		13,957,200	(繰越金) 326,200	11,631,000	2,000,000		資材の調達が多くなったため。

		農業水利施設 保全対策事業費	8,640,720	3,456,000	5,184,720		5,184,720	(繰越金) 1,333,520	2,851,200	1,000,000		資材の調達が困難になったため。	
		老朽ため池等 整備事業費	98,662,300	39,287,400	59,374,900		59,374,900	(繰越金) 7,719,145	32,655,755	19,000,000		計画に関する協議が難航したため。	
		国営付帯県営農地 防災事業費	63,023,400	24,882,000	38,141,400		38,141,400	(繰越金) 4,165,060	20,976,340	13,000,000		資材の調達が困難になったため。	
	5 林業費		林材業振興対策費	1,046,870,000		1,046,870,000		1,046,870,000		1,046,870,000			資材の調達が困難になったため。
			森林基盤整備事業費	90,452,000	27,484,000	62,968,000		62,968,000	(繰越金) 6,816,000	37,152,000	19,000,000		災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。
			治山事業費	73,992,000	26,356,000	47,636,000		47,636,000		23,636,000	24,000,000		災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。
	6 水産業費		水産物供給基盤 機能保全事業費	8,897,400	3,559,000	5,338,400		5,338,400	(繰越金) 1,669,200	2,669,200	1,000,000		計画に関する協議が難航したため。
	8 土木費	2 道橋りょう費	道路改築事業費	1,023,731,500	409,491,000	614,240,500	126,500	614,367,000	(繰越金) 7,530,000	337,837,000	269,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			緊急地方道路 整備事業費	867,538,978	409,233,378	458,305,600	456,400	458,762,000	(繰越金) 10,470,000	283,292,000	165,000,000		計画に関する協議が難航したため。
3 河川海岸費		広域河川改修事業費	432,230,442		432,230,442	503,558	432,734,000	(繰越金) 5,617,000	216,117,000	211,000,000		計画に関する協議が難航したため。	
		総合流域防災事業費	1,776,807,115		1,776,807,115	3,027,885	1,779,835,000	(繰越金) 48,686,000	888,149,000	843,000,000		計画に関する協議が難航したため。	
		地震・高潮対策 河川事業費	604,478,300		604,478,300	1,700	604,480,000	(繰越金) 2,240,000	302,240,000	300,000,000		計画に関する協議が難航したため。	

		堰堤改良事業費	228,088,500		228,088,500	256,397	228,344,897	(繰越金) 30,180,897	79,164,000	119,000,000		計画に関する協議が難航したため。
		河川管理施設長寿命化事業費	1,143,363,800		1,143,363,800	200	1,143,364,000	(繰越金) 2,682,000	571,682,000	569,000,000		計画に関する協議が難航したため。
		通常砂防事業費	220,227,500		220,227,500	95,500	220,323,000	(繰越金) 8,207,000	110,116,000	102,000,000		計画に関する協議が難航したため。
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	62,177,400		62,177,400	600	62,178,000	(繰越金) 3,088,000	31,090,000	28,000,000		計画に関する協議が難航したため。
	4 港湾費	港湾海岸保全施設整備事業費	878,626,010	536,888,210	341,737,800	200	341,738,000	(繰越金) 16,869,100	170,868,900	154,000,000		地元調整に不測の日時を要したため。
		港湾補修事業費	244,943,700	172,563,700	72,380,000	10,000	72,390,000	(繰越金) 2,078,000	26,312,000	44,000,000		地元調整に不測の日時を要したため。
9 警察費	1 警察管理費	管理運営費	5,234,526	4,987,026	247,500		247,500				247,500	資材の調達が困難になったため。

2 特別会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国支出金	地方債		
1 港湾等 整備事業費	1 港湾等 整備事業費	港湾施設小規模改良 事業費	円 105,586,651	円 67,346,314	円 38,240,337	円 38,240,337	円 (繰越金) 38,240,337	円	円	円	資材の調達が困難になったため。	



報告第4号

令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	医療器械等 整備事業	1,468,820,000 円	642,443,810 円	697,569,887 円	696,000,000 円	1,569,887 円	128,806,303 円		計画に関する協議が難航したため。





報告第5号

令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越た資産の 購入限度額
				予 算 計 上 額	前 年 度 繰 越 額	計				営業収益	損益 勘保 留	定 金	
1	事業用	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			461,743,000	310,228,000	76,707,466	386,935,466	116,324,903	270,610,563	270,610,563	270,610,563			
1	資本的支出	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			254,981,000	137,544,000	63,585,534	201,129,534	36,956,097	164,173,437	164,173,437		164,173,437		



報告第6号

令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定	留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 751,519,000	円 537,706,498	円 161,678,500	円 161,678,500	円 52,134,002	円	計画に関する協議が難航したため。	

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益	円			
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所 構築物現状 診断業務	円 15,563,000	円	円 15,562,800	円 15,562,800	円 200	円	計画に関する協議 が難航したため。	
		川口ダム調整池 土砂移動検討業務	19,466,000	4,257,000	9,933,000	9,933,000	5,276,000		計画に関する協議 が難航したため。	
		明神ダム 巻上機等取替工事	2,201,000	880,120	1,320,219	1,320,219	661		資材の調達が困難 になったため。	

## 報告第7号

## 令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 令和4年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	その他収入	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	479,309,000	199,451,369	270,203,952	13,320,000	99,113,000	157,770,952	9,653,679		計画に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	151,866,000	22,221,679	119,521,040	5,000,000	28,977,360	85,543,680	10,123,281		計画に関する協議が難航したため。

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入額	説明
						その他収入	営業収益			
1 事業費用	1 営業費用	阿南工業用水道 2号主電動機設備 内部点検 手入れ他工事	円 24,698,850	円 9,878,000	円 14,820,850	円	円 14,820,850	円	円	計画に関する協議 が難航したため。
		阿南工業用水道 2号送水ポンプ 設備内部点検 手入れ工事	27,201,735		27,201,735		27,201,735			資材の調達が困難 になったため。
		阿南工業用水道 第1地下水送水 設備取水、送水 ポンプ盤取替工事	2,563,000	632,040	945,363	630,242	315,121	985,597		資材の調達が困難 になったため。
		阿南工業用水道 2号電動制水弁 取替工事	1,190,000		869,476		869,476	320,524		資材の調達が困難 になったため。
		総合管理推進 センター他工業用 水道集中監視 制御システム等 内部点検工事	55,773,000	22,308,000	33,462,000		33,462,000	3,000		資材の調達が困難 になったため。

報告第8号

令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	旧吉野川流域下水道建設改良事業	円 80,000,000	円 56,181,300	円 23,818,700	円 5,000,000	円 12,864,025	円 5,954,675	円	円	計画に関する協議が難航したため。





## 報告第9号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 79,250	令和5年2月27日	徳島市地内	令和5年5月25日
徳島市在住 1名	159,335	令和5年3月30日	徳島市地内	令和5年5月26日
徳島市所在 1法人	8,800	令和4年12月16日	徳島市地内	令和5年5月29日
吉野川市所在 1法人	69,832	令和4年12月27日	板野郡藍住町地内	令和5年5月29日
板野郡板野町所在 1法人	138,000	令和5年3月1日	板野郡板野町地内	令和5年5月29日



## 報告第10号

## 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
香川県高松市所在 1法人	円 127,000	令和4年12月26日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和5年5月24日
海部郡美波町在住 1名	395,000	令和5年1月27日	海部郡美波町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和5年5月24日
阿南市在住 1名	96,000	令和5年3月17日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	令和5年5月24日
徳島市在住 1名	174,000	令和5年3月18日	鳴門市地内 (県道亀浦港櫛木線)	令和5年5月24日
那賀郡那賀町在住 1名	260,000	令和5年3月18日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年5月24日
美馬市在住 1名	17,000	令和5年3月18日	美馬市地内 (国道193号)	令和5年5月24日



## 報告第11号

損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

庁舎事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡上板町在住 1名	円 95,573	令和5年3月8日	板野郡上板町 県立農林水産総合技術支援センター	令和5年5月12日



## 報告第12号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 10,890	令和4年12月4日	徳島市地内	令和5年5月29日
小松島市在住 1名	26,400	令和5年1月24日	小松島市地内	令和5年5月29日
鳴門市在住 1名	5,023	令和5年4月10日	鳴門市地内	令和5年5月29日





## 報告第13号

損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

誤認による取締行為に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	取締年月日	取締場所	専決処分年月日
高知県高知市在住 1名	円 550	令和4年5月17日	美馬市地内	令和5年5月29日
美馬市在住 1名	22,369	令和4年8月29日	美馬市地内	令和5年5月29日



